

日本国宮城県庁とロシア連邦ニジェゴロド州政府との観光に係る協力指針

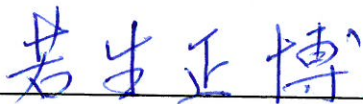
宮城県庁（日本国）とニジェゴロド州政府（ロシア連邦）との経済・貿易、学術・技術、社会、文化の協力に関する協定（2010年5月17日締結）並びに、平等と協調、真理、尊敬、相互利益及び責務の共有の原則によって設立される関係に基づき、日本国宮城県庁及びロシア連邦ニジェゴロド州政府（以下「双方」という。）は、観光が社会経済と社会の文化的生活を牽引する分野のひとつであるという認識の下、以下のとおり観光に係る協力指針（以下「指針」とする。）を締結する。

- 1 双方は、両国の法令の範囲内で、本指針の実施に向けた活動を行う。
- 2 双方は、宮城県及びニジェゴロド州の観光情報を入手できる環境の設立及び発展に向けて協力する。
- 3 双方は、自然・歴史・文化的資源とそれぞれの都市間・地域間における旅行に係る情報を相互に交換する。
- 4 双方は、様々な方法により本指針3の情報を公開する。
- 5 双方は、観光分野に係る国際又は国内のイベント、フェア及び展示会において、他方の参加に協力する。
- 6 双方は、指針に記載された項目を履行するため、双方の訪問団や代表者による定期的な会議、交渉及び検討会等の活動を行う。
- 7 双方は、交渉途中の情報について、文書又はその写しに関わらず、当該情報の公開は行わないことに同意する。

- 8 本指針は、双方が第三者と締結した協定書によって生じた義務に対して影響を及ぼさない。又、本指針は、双方の利益を害するものではなく、双方が第三者と締結した協定書によって生じた義務の履行を妨げるものではない。
- 9 本指針は、協力概要と協力方法を定めるものである。双方の具体的な活動については、別途定める。
- 10 本指針の修正及び加筆は、双方の同意の下、双方の代表者による署名により行うものとする。
- 11 本指針は、双方の代表者によって署名が行われた日から効力を発し、署名後双方のいずれか一方が同意書の破棄または修正をその履行の日の 30 日前に申し出ない限り、自動的に更新される。

本指針は、日本語及びロシア語で署名される。日本語及びロシア語の各 2 通からなる 4 通が作成され、双方は各言語 1 部ずつを保有する。

宮城県代表

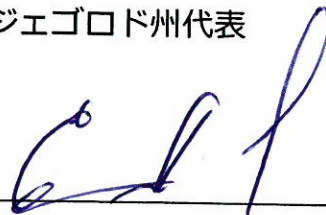


日本国宮城県副知事
若生正博

仙台市

2016年 9月29日

ニジェゴロド州代表



ロシア連邦ニジェゴロド州副知事
兼ニジェゴロド州産業貿易起業大臣
イフゲニー・リュリン

ニジニ・ノヴゴロド市

2016年9月22日

仮調印

宮城県代表

高砂義行

日本国宮城県経済商工観光部理事兼次長

経済商工観光部理事兼次長

高砂義行

ニジニ・ノヴゴロド市

2016年9月22日

仮調印

ニジェゴロド州代表



ロシア連邦ニジェゴロド州

産業貿易起業副大臣

マキシム・ポドミニコフ

ニジニ・ノヴゴロド市

2016年9月22日